

新潟市生涯学習ボランティアバンク設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する豊かな知識や経験，優れた技能等を有する地域の人材の有効活用を図り，市民の学習活動の成果を地域社会に還元する循環型生涯学習社会をつくるため，新潟市生涯学習ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という。）を設置する。

(事業)

第2条 ボランティアバンクの事業は，次のとおりとする。

- (1) ボランティアの登録，変更及び取り消しに関すること。
- (2) ボランティア情報の管理及び提供に関すること。
- (3) ボランティアの発掘及び養成に関すること。
- (4) ボランティアの利用推進に関すること。
- (5) その他，ボランティアバンクについて必要なこと。

(設置主体)

第3条 ボランティアバンクの設置主体は，新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(登録要件)

第4条 ボランティアバンクに登録できるものは，次に掲げる要件をすべて満たす個人又はグループとする。

- (1) ボランティアの目的を理解し，賛同するもの
- (2) 生涯学習に関する豊かな知識や経験，優れた技能等を有する者又は生涯学習の推進に積極的に協力できる者
- (3) 政治・宗教・営利活動を目的としない者

(登録者の活動内容)

第5条 ボランティアバンクの登録者は，市民又は公共機関等の求めに応じ，次に掲げるボランティア活動を行う。

- (1) 市民の学習活動又は公共機関が行う講座，講演会，学習活動等において，指導者又は助言者として講義・講習等を行う。
- (2) 市民の学習活動及び公共機関の学習・教育事業が円滑に進むよう支援する。

(登録手続き)

第6条 ボランティアバンクに登録を希望する者は，個人にあつては新潟市生涯学習ボランティアバンク登録申込書（個人用）（別記様式第1号）を，グループにあつては新潟市生涯学習ボランティアバンク登録申込書（グループ用）（別記様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は，前項の規定による提出を受けたときは，内容を選考し，相当と認めたときは，新潟市生涯学習ボランティアバンク登録者名簿に登録し，新潟市生涯学習ボランティアバンク登録完了通知書（別記様式第3号）で通知する。

(登録有効期間)

第7条 登録の有効期間は，登録基準日（平成28年4月1日及び同日から3年ごとの日をいう。以下同じ。）から3年間とする。ただし，登録基準日後に，登録された者にあつては，当該登録された日から同日の属する有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

第8条 教育委員会は，個人にあつては新潟市生涯学習ボランティアバンク登録確認届（個人用）（別記様式第4号）により，グループにあつては新潟市生涯学習ボランティアバンク登録確認届（グループ用）（別記様式第5号）により，登録者の意思を確認の上，登録を更新することが

できる。

(登録の変更)

第9条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに新潟市生涯学習ボランティアバンク登録確認届(別記様式第4号、別記様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第10条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から申し出があったとき。
- (2) 登録者が人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。また、活動中に不適切な行為をしたとき。
- (3) 申請に偽りがあったとき。
- (4) その他登録及び継続が不相当と認められたとき

(個人情報の保護)

第11条 教育委員会は、ボランティアバンクに登録した情報が個人情報であることに留意し、その保護に十分に配慮するものとする。

- 2 利用者は、ボランティアバンクから提供された登録者の個人情報を、本人の承諾なしに他者に提供したり、目的外の利用をしてはならない。
- 3 登録者は、ボランティアバンクを通じた活動において知り得た利用者及び登録者の個人情報を本人の承諾なしに他者に提供したり、目的外の利用をしてはならない。

(登録者の利用)

第12条 情報の提供及び学習活動等への支援を受けることができる者は、新潟市内に住所又は活動拠点を置く個人及び団体並びに学習・教育事業を行う公共機関(以下「利用者」という。)とする。

- 2 教育委員会は、利用者からの要望に応じ、新潟市生涯学習ボランティアバンク登録者名簿により、必要な情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、新潟市生涯学習ボランティアバンク紹介依頼書(別記様式第6号)を教育委員会に提出するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の申請に基づき、登録者の連絡先等の情報を利用者に提供するものとする。
- 5 情報の提供を受けた利用者は、登録者と直接交渉し、その結果について、速やかに教育委員会に報告するものとする。
- 6 利用者は、登録者を利用した場合には、事業終了後、15日以内に新潟市生涯学習ボランティアバンク利用報告書(別記様式第7号)を教育委員会に提出するものとする。
- 7 教育委員会は、登録者がボランティア活動をした場合には、新潟市生涯学習ボランティアバンク活動報告書(別記様式第8号)の提出を求めることができる。

(費用負担)

第13条 登録者の活動は、無償を原則とする。ただし、材料費等の実費については、登録者と利用者間で相談の上、原則として利用者が負担するものとする。

(研修)

第14条 登録者は、教育委員会等が開催する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(事務)

第15条 ボランティアバンクに係る事務は、教育委員会生涯学習センターにおいて処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアバンクに関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。